

「農の企業参入」促進事業実施要領

第1 事業の趣旨

労働力不足や生産費の高騰、また、それらに伴う荒廃農地の拡大など、全国的に農業経営が今までにない厳しい環境に直面している中、本県農業の自給力を高めるため、他産業からの農業参入及び新規法人を設立する際に必要となる経費の支援を行う。

第2 事業の種類

1 農業参入企業誘致促進事業

他産業からの農業参入企業を誘致するため、市町村等の活動を支援する。

2 新規法人設立支援事業

企業等の本県での農業参入を支援するため、別に農業法人を設立する際や、企業等の出資により県内に新たな農業法人を設立する際に必要となる登記費用などを定額で支援する。

第3 交付要件

県は、以下の要件を満たす組織等に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

1 農業参入企業誘致促進事業

- (1) 市町村
- (2) 市町村を構成員とする協議会等

2 新規法人設立支援事業

- (1) 他産業から農業参入し、県内で新たに農業法人を設立する組織又は法人
- (2) 他産業の企業等からの出資を受け県内で新たに農業法人を設立する組織又は法人

第4 助成対象

本事業の助成対象となる経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

第5 事業計画の申請

本事業の助成を受けようとする組織等は、事業計画書（様式第1号）を作成し、知事に申請する。

第6 事業計画の承認

知事は、第5で提出のあった事業計画書について、取組内容が適当であるか等を審査した上で計画を承認し、申請者に通知する。

第7 事業計画の変更

- 1 助成対象者は、事業計画書に記載された取組を変更（中止、廃止）する場合

は、計画の変更を知事に申請する。

- 2 1により提出を受けた知事は、取組の変更内容について適当であるかどうかを確認した上で計画の変更を承認し、助成対象者に通知する。

第8 事業の完了

助成対象者は、事業計画書に記載された取組を完了した場合には、事業完了届を提出するものとする。

なお、事業完了届の提出は、徳島県立農林水産総合技術支援センター関係事業補助金交付要綱（第8条）に基づく実績報告書の提出をもって代えることができるものとする。

第9 助成対象者への助言・指導

県は、本事業を実施した助成対象者に対し、事業完了後も継続的に助言・指導等を行い、農業への定着と経営発展の支援に努めることとする。

附 則

この要領は令和8年4月7日から施行する。

(別表) 助成対象一覧表

| 区 分 | 経 費 | 内 容 | 補助率 |
|----------------------|---------------|--|------------------------|
| 農業参入 企業誘致 促進事業 | 給料 | 非常勤職員（フルタイム）に対する給与 | 定 額 （補助上限額 40万円） |
| | 報酬 | 非常勤職員（パートタイム）に対する報酬及び 委員手当 | |
| | 旅費 | 普通旅費（農業参入企業誘致へのサポートのため に必要な旅費等）、日額旅費（関係機関への 連絡及び農業参入企業誘致へのサポートのため の出張旅費等）、委員等旅費 | |
| | 報償費 | 謝金 | |
| | 需用費 | 消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房 具、その他消耗品費）、燃料費（自動車等の燃 料費）、印刷製本費（資料等の印刷費及び製本 費） | |
| | 役務費 | 通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費 等） | |
| | 使用料及び賃借料 | 会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及 び損料 | |
| | 備品購入費 | 農業参入企業誘致へのサポート活動に直接必要 な事業用機械器具等購入費 | |
| | 委託料 | 委託費 | |
| 新規法人 設立支援 事業 | 法人化に必要な経 費 | 司法書士・税理士・行政書士などへの依頼料、 印鑑作成費、定款認証手数料、定款印紙、印鑑 証明書・登記事項証明書取得費用、事務所開設 に係る備品・消耗品費等 | 定 額 （補助上限額 30万円） |